

発議案第 4 号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 9 月 30 日

提出者	盛岡市議会議員	千 葉 伸 行
賛成者	盛岡市議会議員	小笠原 秀 夫
〃	〃	浅 沼 克 人
〃	〃	工 藤 健 一
〃	〃	竹 田 浩 久

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっています。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいます。

今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されています。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられます。

一方で、自治体に事業主としての新たな公費負担が生じることに対する慎重な意見もあり、国民理解の視点からは、国民年金制度が抱える課題解決を同時に進めるなど、老後の生活の安心を守る必要があります。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、国民的議論を深め厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月30日

盛岡市議会